

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「昭和31年合併に関する文書（前回開示請求分を除く）」について、存在を確認できないとして行った情報公開請求拒否の決定は妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成26年9月3日、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「昭和31年合併に関する文書（前回開示請求分を除く）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 同年9月16日、実施機関は、本件請求に対して、「昭和31年合併に関する文書として確認できたものは、昭和31年7月7日付けで和歌山県知事あてに提出した申請書の控え（前回の請求に基づき公開分）だけである。」として、拒否する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年9月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

「請求拒否」決定を取り消し、「那賀郡岩出町3ヶ村を廃止しその区域並びに同郡小倉村の一部の区域を以て岩出町を設置する処分書」（前回開示文書）以外の「昭和31年大字上三毛字北原、岩之谷、東山、長谷」の各地番に岩出町を置く関係文書全て開示せよ。

第4 異議申立ての理由

- 1 前回開示文書の表紙に記載される「・・・処分申請書」は、宛先「岩出町長殿」となっており、永久保存文書である和歌山県マイクロフィルム「フラッシュ」15頁の「・・・処分申請書」には「岩出町長殿」が記載されていないなど矛盾するし、「岩出町長殿」記載の「・・・処分申請書」と「フラッシュ」編綴順序は矛盾する。
- 2 特に、「フラッシュ」113頁大字山崎全図写しの地図に、大字上三毛の字北原、字岩之谷全地番、字東山の1地番、字長谷の1地番を記載した地図は地方自治法第7条第1号規定に違反する。

- 3 従って、当該113頁地図が何処で何時作成され、何処が議会承認したか知る必要がある。
- 4 「請求拒否」は文書自体岩出町に存在していることを示唆しているが、岩出市情報公開条例の存否を明らかにせず開示拒否に当たるため異議申立てをします。

第5 実施機関の説明

- 1 申立人が請求している昭和31年の町村合併に関する文書については、岩出市においてその管理が確認できたものは、昭和31年7月7日付で和歌山県知事あてに提出した申請書の控え（平成26年8月18日付公開請求に基づき公開した文書）だけである。
- 2 当該合併時の事情等を知る職員もおらず、その文書自体の有無を確認することができない。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

- 1 本件処分の対象となった公文書について
 - (1) 申立人は、平成26年8月18日付けで実施機関が公開した文書以外の「昭和31年大字上三毛字北原、岩之谷、東山、長谷の各地番に岩出町を置く関係文書の全て」の公開を求めている。一方、実施機関は、存在が確認できた文書は、平成26年8月18日付けで申立人からの公開請求に基づき公開した「昭和31年7月7日付で和歌山県知事あてに提出した申請書の控え」だけであり、当該合併時の事情等を知る職員もおらず、その文書自体の有無を確認することができないとしている。
 - (2) 本件処分の対象となった公文書の存否について
 - (1) 審査会は、対象となる文書の存在が確認できないとする実施機関からの説明について検討を行った。
 - (2) 合併時の事情等を知る職員もおらず、その文書自体の存否を確認することができないとする実施機関の説明については、昭和31年という50年以上前の事案であるということからも何ら不自然、不合理な点は認められない。また、永久保存文書などの重要文書を保管するロッカーのほか書庫などを調査したが確認できなかったとする実施機関の説明についても、実施機関が「昭和31年7月7日付で和歌山県知事あてに提出した申請書の控え」を公開していることや和歌山県においても昭和31年の合併に関する公文書が開示されていることから対象となる文書を隠蔽する理由はないと考える。

(3) よって、当該文書は存在しないものと言うべきである。

3 公開請求の拒否について

(1) 対象となる文書が不存在の場合の対応は、自治体によって異なる。1つは請求を拒否するというものと、もう1つは請求を受理した上で非公開処分とし、その理由として文書の不存在をあげるものである。

ところで、岩出市情報公開事務取扱要綱第3章の第1の10(1)では「公開請求が不適法として拒否することが適当であると認めた場合は、当該公開請求を拒否する決裁を行い」と定められ、また、同(2)イでは不適法として拒否することが認められる場合として、「公開請求に係る公文書が存在しない場合」と定められている。すなわち岩出市は、前者を採用している。

(2) 岩出市情報公開事務取扱要綱は、岩出市情報公開条例の施行に関し、市長が管理する公文書の公開に関する規則に定めるもののほか、情報公開に係る事務の取扱いについて同規則の委任を受けて定めるものであり、当該要綱の規定に基づき行った公開請求の拒否の決定は、情報公開条例に反するものではない。

4 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H26・10・2	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H26・10・3	実施機関に対して弁明書の提出依頼
H26・10・14	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H26・10・17	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
H26・10・22	異議申立人からの反論書（正副2通）の受理
H26・10・24	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H26・11・17	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取